

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業

基本協定書（案）に関する質問及び回答（第2回）

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	条	項	号				
4	2	5	1			特別目的会社の株主	別紙3の誓約書の内容を鑑みると、構成員以外の株主は誓約書の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	本条の規定は、「各株主をして」とあるとおり、全ての株主を対象とするものです。 なお、別紙3「誓約書の様式」については、第3項を以下のとおり変更します。 「特別目的会社の本日現在における株主構成は、 <u>落札者の構成員によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業である【●】の議決権保有割合が全株主中最大となっていること。</u> 」
5	3	6	7			事業契約の締結	「構成員又は協力会社に以下の各号の事由が本事業又は事業契約に関して生じたときは・・」とありますので、あくまで本事業に関してのみ該当するもので、他事業等に関連して構成員や協力会社に、一号や二号に該当する事象が発生した場合であっても、本条の規定には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	No3の回答を参照ください。
6	4	12	1			秘密保持	第4条に基づき設立する特別目的会社に融資する金融機関に対して、本協定に関する事項を開示しても差し支えないでしょうか。	基本的に構いませんが、開示する前に国へ確認願います。
7	4	13	1			本協定の有効期間	事業契約の締結に至らなかった場合の本協定の有効期間は「平成18年3月31日まで」ではなく「平成19年3月31日まで」で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「平成18年3月31日まで」を「平成19年3月31日まで」に変更します。